

【別記様式第 1 号別紙 1】

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び富加町) から求められた場合には、それに応じます。

- 2 以下の場合には、岐阜県地方就職学生支援事業における富加町地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に、富加町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に富加町に住民票がある場合を除く）：全額
 - (3) 就業日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から 3 か月以内に富加町地方就職支援金交付要綱第 4 条(2)の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)：全額
 - (4) 富加町への転入日から 3 年未満に富加町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (5) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - (6) 富加町への転入日から 3 年以上 5 年以内に富加町以外の市区町村に転出した場合：半額